

令和7年4月1日

分任支出負担行為担当官代理
三八上北森林管理署次長 古川 博哉

業務名	履行場所		業務区分	業務概要	入札方式
蔦川地区地すべり調査業務	青森県十和田市字奥瀬大字蔦国有林114林班ほか		建設コンサルタント	地すべり調査業務一式	一般競争入札 総合評価落札方式
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所		
94,050,000	76,059,095	令和7年4月1日	青森県青森市松原1丁目13-7 国土防災技術株式会社青森支店長 佐藤 剛		
契約金額(税抜き)	業務着手の時期	業務完了の時期			
87,450,000	令和7年4月	令和8年3月			

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「業務積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別紙「入札公告」のとおり
 - ・落札理由 技術提案等の審査及び改札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和7年2月3日

分任支出負担行為担当官

三八上北森林管理署長 大倉 正彦

◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 02

1 業務の概要

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 蔦川地区地すべり調査業務
- (3) 業務場所 青森県十和田市大字奥瀬字蔦国有林 114 林班ほか
- (4) 業務内容 地すべり調査業務一式
- (5) 履行期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (6) 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落

札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

- (7) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (8) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条の規定に基づく調査基準価格又は業務の品質確保の観点から三八上北森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (9) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係る A 等級又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業

所を有する者であり、対象営業区域を青森県として登録していること。

- (5) 平成 21 年 4 月 1 日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること(設計共同体(「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成 11 年 3 月 25 日付け 11 経第 718 号大臣官房経理課長通知)及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」(平成 25 年 3 月 26 日付け 24 国管第 159 号林野庁長官通知)に基づく設計共同体をいう。以下同じ。))の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。))。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務(測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。))の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査

等業務成績評定要領」(平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知)第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における地すべり調査業務

- (6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあつては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあつては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 32 条に規定する技術士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者、又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

- (7) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(同法第 69 条の 2 に規定する大学(以下「短期大学」という。))を除く。)
又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者
- (イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者
- (ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(上記学校の卒業と同等程度以上の資格

を取得した場合を含む。)後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者

- (エ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(社団法人建設コンサルタント協会が行うシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の登録(森林土木部門の登録に限る。))であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

- (7) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。)及び

技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあつては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和 4 年度から令和 5 年度の過去 2 年度

に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が 60 点未満でないこと。

イ 令和 5 年 4 月 1 日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が 60 点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法での交付を受けていない者は入札参加を認めない。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 20 年 3 月 31 日付け

19 東経第 178 号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、提出先及び方法
技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。郵送又は F A X によるものは受け付けない。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所へ 2 部持参すること。

ア 提出期間

令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 3 月 3 日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで。
ただし、正午から午後 1 時までを除く。

イ 提出先

〒034-0082 青森県十和田市西二番町
1-27

三八上北森林管理署 総務グループ

電話：0176-23-3551

t_sanpachi@maff.go.jp

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 技術提案書等は、入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の方法等

ア 技術等に対する得点は、各評価項目の評価点とし、最大 60 点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 63 点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分 30 点を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点(30 点)
 $\times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

ウ 総合評価は、入札参加者に係る上記アとイの合計点による「評価値」をもって行うものとする。

(2) 技術提案書の評価基準等

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する

事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の
成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項等

低入札価格調査の実績、過去に契約した
業務の成績、業務に関する表彰実績

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機
能又は調査精度及び社会的要請に係る提案
内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予
定技術者に対する適正な報酬の支払い、品
質確保体制の確保、再委託先への適正な支
払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算
出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝（配置予定技術者の経験及

び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点)＋(技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度)

＜履行確実性評価に基づく履行確実性度
：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による「評価値」を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によって

は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 1 -

27

三八上北森林管理署 総務グループ

電話：0176-23-3551

t_sanpachi@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明書等は、下記の交付期間及び交付方法により入手するか、電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記のア及びイにおいて交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

ア 交付期間

令和7年2月4日から令和7年3月27日まで。

イ 交付方法

原則としてインターネットを利用する方法により交付する。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/>

apply/publicsale/ippan_sanpati.html)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参又は郵送により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切り

は、令和 7 年 3 月 27 日午後 4 時とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和 7 年 3 月 25 日午前 9 時からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和 7 年

3 月 28 日午前 10 時までに三八上北森林管理署会議室へ入札書を持参すること。

なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和 7 年 3 月 27 日午後 4 時までに三八上北森林管理総務グループへ必着とする。この場合の入札書の日付は、令和 7 年 3 月 28 日とする。

- ウ 開札は、令和 7 年 3 月 28 日午前 10 時に
三八上北森林管理署会議室において行う。
ただし、入札及び開札日時に変更がある場
合には、変更公告、競争参加資格確認通知
書等により変更後の日時を通知する。
- エ 紙入札方式による競争入札への参加に当
たっては、分任支出負担行為担当官により
競争参加資格があると確認された旨の通知
書の写し及び委任状がある場合は委任状を
持参すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日
本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金

請負代金の 10 分の 1 以上を納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若
しくは保証事業会社(公共工事の前払金保
証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184

号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

なお、提出された積算内訳書は、必要に応

じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 (1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本案件は、技術提案書等及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基

準(令和5年6月林野庁)による。

- (9) 履行確実性を評価するために、技術提案書とは別に追加資料の提出を求めるとともに、履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

- (10) その他 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : OKURA Masahiko, Director General of Sanpachikamikita District Forest Office
- (2) Classification of the services to be procured : 42
- (3) Subject matter of the contract : Landslide investigation in Towada City, Aomori prefecture
- (4) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M., 3 March 2025
- (5) Time limit for the submission of tend-

ers by electronic bidding system : 4:00

P.M., 27 March 2025, in case of submiss-

ion by hand : 10:00 A.M., 28 March 2025

(6) Contact point for tender documentation

: Accounting Division, Sanpachikamikita

District Forest Office, 1-27Nishi2ban-

chou Towada City Aomori prefecture 034-

0082 Japan. TEL 0176-23-3551

鳶川地区地すべり調査業務入札説明書

東北森林管理局三八上北森林管理署の令和 6 年度鳶川地区地すべり調査業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 2 月 3 日

2 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 三八上北森林管理署長 大倉 正彦

3 業務概要

(1) 業務名 鳶川地区地すべり調査業務

(2) 履行場所 青森県十和田市大字奥瀬字鳶国有林 114 林班ほか

(3) 業務内容 地すべり調査業務一式

(4) 履行期限 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法等

ア 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

イ 本業務は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく調基準価格又は業務の品質確保の観点から三八上北森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。

ウ 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。

(6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

ア この申請の窓口及び受付時間は次のとおりとする。

(7) 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 1-27

三八上北森林管理署 総務グループ

電話：0176-23-3551

(4) 受付時間

令和 7 年 2 月 4 日(火)から令和 7 年 3 月 3 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者でＩＣカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったＩＣカードとする。

(7) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係る A 等級又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所があり、対象営業区域を青森県として登録している者であること。

(5) 平成 21 年 4 月 1 日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること（設計共同体（「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成 11 年 5 月 24 日付け 11 林野管第 84 号林野庁長官通知）に基づく設計共同体をいう。以下同じ。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務（測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。）の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務の実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における地すべり調査業務

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を

有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

- (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者
- (イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者
- (ロ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者
- (ハ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（社団法人建設コンサルタント協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録者（森林土木部門の登録に限る。）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者であること。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評価を受けている場合は、その評価点が 60 点未満のものは実績として認めない。

- (7) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役

員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

7) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ハ) 組合の理事

ニ) その他業務を執行する者であつて、ア) からハ) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあつては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和 4 年度から令和 5 年度の過去 2 年度に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が 60 点未満でないこと。

イ 令和 5 年 4 月 1 日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が 60 点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあつては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロード

ードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記（１）、（２）、（10）の要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記（１）、（10）の要件に適合するとともに、令和 5・6 年度の東北森林管理局における測量・設計コンサルタント等に係る A 等級（A 等級又は B 等級）の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

上記 4 (2) の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、上記 4 (1) 及び(3) から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による場合は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、持参により 2 部提出すること。

ア 電子入札システムによる場合

- (ア) 提出期間

令和 7 年 2 月 4 日（火）から令和 7 年 3 月 3 日（月）まで（休日等を除く。）
の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(イ) 提出方法

電子入札システム申請書画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式 1～5）、
「技術提案書」（表紙、様式 6～9）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、原則と
して電子メール（電子メール送信容量は 1 通につき 7 MB 以内とする。以下同じ。）
で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を、電子メールで
送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システ
ムにより技術提案書等として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は次のとおりとする。

- ・ 三八上北森林管理署 総務グループ

電話：0176-23-3551

メールアドレス：t_sanpachi@maff.go.jp

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式は、次のいずれかの形式によ
るものとする。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式）
- ・ 圧縮ファイル（LZH 形式）

イ 紙入札方式により持参する場合

(7) 提出期間

令和 7 年 2 月 4 日（火）から令和 7 年 3 月 3 日（月）まで（休日等を除く。）
の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く

(イ) 提出場所

上記 3 (6) ア (7) に同じ。

(3) 技術提案書等作成説明会及びヒアリング

技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。

また、技術提案書のヒアリングについては、原則として実施しない。

(4) 技術提案書等は、別添「技術提案書作成要領」に従い作成することとし、確認に必
要な資料等の写しを添付すること。

なお、確認に必要な資料等の添付がない又は不足していることにより、競争参加資
格等の有無が確認できない場合は、競争参加資格を認めないことがある。

(5) 技術提案の評価

技術提案に対する評価は、東北森林管理局の技術審査会において行う。

- (6) 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行う。
- (8) その他
 - ア 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された技術提案書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合においては、この限りではない。

6 競争参加資格の通知等

- (1) 技術提案書等の提出者への競争参加資格の確認結果の通知は、技術提案書等の提出期限日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に電子入札システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により行う。
- (2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。
- (3) 通知結果に対して不服がある者は、三八上北森林管理署長に対して、次に従い書面（様式は任意）により理由についての説明を求めることができる。
 - ア 受付期限
通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。
 - イ 提出先
上記5（2）ア（イ）に同じ。
 - ウ 受付時間
休日等を除く午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
 - エ 提出方法
原則として電子メールによる（提出期限必着）。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。
- (4) 森林管理（支）署長は、上記（3）に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

7 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
本業務の総合評価落札方式は、次の方法により落札者を決定する方式とする。
 - ア 技術等に対する得点は、各評価項目の評価点とし、最大60点を付与する。
ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が60点とならない場合は、採点結果得点60点満点に換算する。
よって、技術点の最大が63点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗

じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（30 点）

を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点（60 点、30 点、20 点）×（1－入札価格／予定価格）

ウ 入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝（配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点）＋（技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度）
＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

・ 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値が最も高い者が 2 者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回

る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

ア 競争参加資格申請時に提示された技術提案については、業務完成後において、その履行状況について検査を行う。

イ 業務の検査において、競争参加資格申請時に提示された技術提案の内容のすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分には、業務完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方法等を指定しない部分の業務に関する受注者の責が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により競争参加資格申請時に提示された技術提案の履行がされなかった場合は、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領に基づき、履行されなかった評定項目 1 項目につき、業務成績評定の点数を 3 点ずつ減ずるとともに見直し評価を行い、当該評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、当該違約金額は入札価格の 10%を上限とし、この取扱いについては、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。

(5) 技術提案の履行確実性に関する評価

ア 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」の 3 に示す他、以下のとおりとする。

イ 履行確実性に関するヒアリング

(7) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、調査(品質確保)基準価格未満の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者:実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。

(4) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

(5) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査(品質確保)基準価格に満たない者には、開札後、速やかに技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」の 2 の資料を以下により提出を求める。

提出先:上記 5(2)ア(イ)に同じ

提出期限:追加資料の提出要請日から 3 日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法:原則電子メールにより提出すること。

(イ) 履行確実性の確認資料の提出拒否や提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とし、「工事請負契約指名停止等措置等措置要領の制定について」に基づき指名停止措置を行うことがある。

(ロ) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用(発注者側の経費は除く)は、入札者の負担とする。

(カ) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として無効とする。

(6) その他

評価基準等詳細については、別添「技術提案書作成要領」のとおりとする。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受領期限 令和7年2月4日（火）から令和7年3月21日（金）まで。

イ 提出先 上記5（2）ア（イ）に同じ。

ウ 提出方法 原則として電子メールによる（提出期限必着）。

ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusat_uosirase/nyusat_susetsume_i_shitsumon_kaitou.html

9 入札及び開札の日時、場所等

入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情があり発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名、業務名を記載して持参すること。郵送等による提出は認めない。

(1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年3月27日（木）午後4時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和7年3月25日（火）の午前9時00分からとする。

(2) 紙入札により入札をする場合は、令和7年3月28日（金）午前10時00分までに三八上北森林管理署会議室へ入札書を持参すること。

(3) 開札は、令和7年3月28日（金）午前10時00分に三八上北森林管理署会議室に行う。ただし、入札及び開札日時に変更等がある場合は、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時等を通知する。

(4) 紙入札による競争入札の参加に当たっては、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、当該電子入札システムに接続している機器の前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況等を電話等により連絡する。

- (7) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、本業務に係る契約保証金の額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

- (3) 落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証について、前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

11 積算内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情に

より発注者の承諾を得て紙入札とした場合は、入札書とともに持参すること。

積算内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ア 電子入札システムによる場合

(7) 提出期間

9(1)と同じ期間に、入札書とともに提出すること。

(イ) 提出方法

電子入札システムの積算内訳書添付フィールドに積算内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、ファイル容量が10MBを超える場合には、積算内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより積算内訳書として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は上記5(2)ア(イ)に同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる積算内訳書のファイル形式は、5(2)ア(ウ)と同じ形式で作成すること。

イ 紙入札方式による場合

(7) 提出期間

入札の締め切り日時となる9(2)と同じ日時及び場所に、入札書とともに持参すること。

(イ) 提出方法

積算内訳書は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名又は自筆署名の上、入札書とともに提出すること。

(2) 提出された積算内訳書は返却しない。

(3) 入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

この場合、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 調査基準価格を下回った場合の措置

上記7(3)イに示す落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

ア その価格により入札した理由

イ 積算内訳書

ウ 直接経費、間接調査費、間接費（諸経費、技術経費）、現場管理費、一般管理費等の内訳

エ 配置予定技術者名簿

オ 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況

カ 手持ち機械の状況

キ 過去に施工した業務名及び発注者

ク 過去に受けた低入札価格調査対象業務

ケ 安全管理に関する資料

コ 財務諸表及び賃金台帳

サ 誓約書

シ 誓約書その他、契約担当官等が必要と認める資料

(2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、本入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(3) 契約担当官等が、次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は

認めない。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、本入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ア 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠

イ 販売店等の作成した見積書等

ウ 手持機械の状況の写真

エ 賃金台帳等

オ 過去３カ年の財務諸表

カ 資料提出時における社員すべての名簿

- (4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該業務の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査マニュアル」（平成 21 年 4 月 22 日付け 21 東経第 44 号局長通知）によるものとする。

15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(5)について実施するものとする。なお、(1)、(3)及び(5)の資料については、低入札価格調査に係る資料と合わせて提出するものとする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施後に第三者による照査を受注者の負担において実施するものとする。

また、受注者は、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。

なお、照査を行う第三者については、4に掲げる項目（(9)、(10)及び(11)を除く）を満たすものとする。

- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐するものとする。

また、作業内容を記録、押印した日誌を、事業所に備え付けるものとする。

- (3) 配置予定管理技術者とは別に、以下のアからウまでのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去４年間の同種業務の実績一覧」（自由様式）、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出するものとする。

その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

また、受注者が義務付けられた事項を適切に実施できない場合は、入札に関する条件に違反した入札と判断し、不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止

を行うことがある。

ア 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種業務について同一件数以上の実績を有する者

イ 配置予定管理技術者の保有している全ての資格を有している者

ウ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

(4) 業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者が出席するものとする。

(5) 当該業務の不備により三八上北森林管理署に損害を与えた場合受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

16 品質確保基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が品質確保基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出を求め落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。

(1) 品質確保基準価格を下回った場合は、「15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものとする。なお、上記 15(1)、(3) 及び(5)の資料については、連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内（休日等を除く）に提出するものとする

(2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

17 契約書の作成等

(1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別紙契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して 7 日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

(3) 上記(2)の場合において、契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。

(5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

18 支払条件

(1) 前金払の有無：有

- (2) 低入札を受けた者に係る契約保証金及び甲の解除権行使に伴う違約金の額については、業務請負約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第51条第2項中「10分の1」を「10分3」に読み替えるものとする。

19 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書（案）を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、技術提案書等に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置することとし、契約時において予定管理技術者及び照査技術者の変更は、原則として認めない。

(4) 電子入札システム

ア 電子入札システムは、休日等を除く9時から17時まで稼働している。

イ 電子入札システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

ウ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時

電話番号：048-254-6031

FAX番号：048-254-6041

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

エ 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、通知、通知書及び受付票を送信時に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (5) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書については、東北森林管理局ホームページの>公売・入札情報>各種要領マニュアル>工事及び業務の標準仕様書

(http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukoku_kyoku/dobokuhyouujunshiyousho.html) を参照すること。

(別添 1)

競争参加資格確認結果書

業 務 名： 蔦川地区地すべり調査業務

発注機関名：三八上北森林管理署

入札公告日：令和7年2月3日

競争参加資格確認結果通知日： 令和7年3月5日

[illegible]

入札筆記書

調達案件番号003802016020240004

調達案件名称葛川地区地すべり調査業務(三八上北森林管理署)

業者名称	業者区分	入札第1回			結果
		金額	技術評価点	評価値	
国土防災技術(株)		87,450,000	36	38.105	落札

結 果落札者決定

入札執行月日令和07年3月28日

部 署東北森林管理局三八上北森林管理署

入札書比較価格(税抜き)94,050,000

予定価格(税込み)103,455,000

調査基準価格(税抜き)76,059,095

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名大倉正彦

立会・確認担当署名伊藤研吾小野和人

入札執行調書

件 名 蔦川地区地すべり調査業務

日 時 令和7年3月28日 10時00分

場 所 三八上北森林管理署会議室

執行者 所属 三八上北森林管理署 農林水産技官 大倉 正彦 確認者 所属 三八上北森林管理署 農林水産技官 小野 和人

立会者 所属 三八上北森林管理署 農林水産技官 伊藤 研吾

番号	入札者の商号 又は名称	総計	技術者評価点				第 1 回			第 2 回			備考
			技術者 評 価	技 術 提 案 書 加 算 点		技 術 提 案	金 額	評 価 値	順 位	金 額	評 価 値	順 位	
				企業 評価	業務の 実施方 針								
1	国土防災技術（株）青森支店	36	3	18	6	9	87,450,000	38.105	1				落札

（注1）金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

（注2）執行者は、契約担当官等または補助者であって、当該入札に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係わる決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係わる決定又は判断を行う際に、その確認を行うも立会者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

（注3）評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位は切り捨てとする。

蔦川地区地すべり調査業務

三八上北森林管理署

業務費内訳書

葛川地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
一般調査	式	1		49,350,455		49,350,455
直接調査費(電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1		40,601,409		
直接調査費	式	1		40,601,409	種別行	
直接人件費等	式	1		33,599,357	細別行	
土質ボーリング [※] オールコアボーリング [※] φ66mm礫混じり土砂 50m以下 鉛直下方	m	28	34,700	971,600	1号代価表 13頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P36]
岩盤ボーリング [※] φ66mm軟岩 50m以下 鉛直下方	m	35	34,400	1,204,000	2号代価表 14頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P36]
標準貫入試験 礫混じり土砂	回	26	14,900	387,400	3号代価表 15頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P45]
標準貫入試験 軟岩	回	37	17,100	632,700	4号代価表 16頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P45]
資料整理とりまとめ(直接人件費(直接調査費分)) ボーリング6本	業務	1	97,400	97,400	5号代価表 17頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P59]
断面図等の作成(直接人件費(直接調査費分)) ボーリング6本	業務	1	97,400	97,400	6号代価表 18頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P59]
一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理 地すべり関係 標識 1回当り 杭3~7本	回	10	34,364	343,640	7号代価表 19頁	[H27治山事業調査等業務P13 / H27治山林道必携(調査・測量・設計)P59] 亀裂 3本/測線
一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理 地すべり関係 標識 1回当り 杭3~7本	回	2	34,364	68,728	8号代価表 20頁	[H27治山事業調査等業務P13 / H27治山林道必携(調査・測量・設計)P59] A-5ブロック
一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理 地すべり関係 標識 1回当り 杭23本以上	回	2	119,260	238,520	9号代価表 21頁	[H27治山事業調査等業務P13 / H27治山林道必携(調査・測量・設計)P59] A-1ブロック
一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理 地すべり関係 標識 1回当り 杭3~7本	回	2	34,364	68,728	10号代価表 22頁	[H27治山事業調査等業務P13 / H27治山林道必携(調査・測量・設計)P59] B-1ブロック

業務費内訳書

葛川地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
伸縮計半自動観測装置撤去・設置	基	2	91,275	182,550	11号代価表 23頁	[R6 p74 5-3-1、R5全国標準積算資料 IV-115 3-3-1- [計器のみ設置につき、全国標準積算資料による半自
伸縮計 観測(連続観測) 全地中伸縮計観測基数 2基 補正係数：0.5	回	18	4,595	82,710	12号代価表 24頁	[R5全国標準積算資料 IV-115 3-3-1-(2)]
伸縮計 資料整理	ヵ月	18	33,866	609,588	13号代価表 25頁	[R5全国標準積算資料 IV-131 3-3-1-(3)]
地すべり調査 移動変形調査 歪計設置 パイプ式歪計 1方向2ゲージ 深度32m(設置最終深度L=32m)	孔	1	412,358	412,358	14号代価表 26頁	[R5全国標準積算資料 IV-121 3-3-3-(1) パイプ式 [※R6治山林道必携 p76 5-3-3-1 パイプ式歪計によ
パイプ式歪計(90ch以下)地下水位計半自動観測装置設置 歪計(30ch)×3+地下水位測定 計器のみ設置	基	1	201,600	201,600	15号代価表 27頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
パイプ式歪計(30ch以下)地下水位計半自動観測装置撤去・設置 歪計(30ch)×1+地下水位測定 計器のみ撤去・設置	基	5	100,800	504,000	16号代価表 28頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
パイプ式歪計(60ch以下)地下水位計半自動観測装置撤去・設置 歪計(30ch)×2+地下水位測定 計器のみ撤去・設置	基	9	201,600	1,814,400	17号代価表 29頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
パイプ式歪計(90ch以下)地下水位計半自動観測装置撤去・設置 歪計(30ch)×3+地下水位測定 計器のみ撤去・設置	基	5	302,400	1,512,000	18号代価表 30頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
パイプ式歪計(90ch以下)半自動観測装置撤去・設置 歪計(30ch)×3 計器のみ撤去・設置	基	3	175,275	525,825	19号代価表 31頁	[R5 p76 5-3-3、R5全国標準積算資料 IV-121 3-3-3- [計器のみ設置につき、全国標準積算資料による半自
パイプ式歪計・地下水位計 観測(連続観測)	回	172	27,300	4,695,600	20号代価表 32頁	[R5全国標準積算資料 pIV-134 3-3-6-(2) 水位計
パイプ式歪計 観測(連続観測) パイプ式歪計観測箇所数 3基 補正係数：0.5、パイプ式歪平均深度 53.0m	箇所	27	5,915	159,705	21号代価表 33頁	[R5全国標準積算資料 pIV-122 3-3-3-(2)]
パイプ式歪計 資料整理(連続観測)	ヵ月	199	33,866	6,739,334	22号代価表 34頁	[R5全国標準積算資料 pIV-122 3-3-3-(3)]
地下水位観測孔保孔管設置(L=31m) ストレーナ加工フィルター巻保孔管の設置	孔	1	115,813	115,813	23号代価表 35頁	[R6 p80 5-4-2-1 地下水位調査(自記水位計) 設置
地下水位半自動観測装置撤去・設置 地下水位計 計器のみ撤去・設置	基	10	100,800	1,008,000	24号代価表 36頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]

業務費内訳書

葛川地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地下水位計 観測(連続観測)	回	90	27,300	2,457,000	25号代価表 37頁	[R5全国標準積算資料 pIV-134 3-3-6-(2)]
地下水位計 資料整理(連続観測、1ヵ月/回) 補正係数：1	回	271	29,098	7,885,558	26号代価表 38頁	[R5全国標準積算資料 IV-134 3-3-6-(2)]
一般調査 地下水検層・自然水位検層(1回当たり) 地すべり関係 孔長30m超	孔	2	116,931	233,862	27号代価表 39頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P85]
一般調査 地下水検層・汲み上げ検層(1回当たり) 地すべり関係 孔長30m超	孔	2	141,194	282,388	28号代価表 40頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P85]
基準日額	式	1		66,950	29号代価表 41頁	
機械経費	式	1		7,002,052	細別行	
データ収録装置損料(伸縮計)	日	468	259	121,212	30号代価表 42頁	
データ収録装置損料(パイプ式歪計30ch以下)	日	1,170	450	526,500	31号代価表 43頁	
データ収録装置損料(パイプ式歪計60ch以下)	日	2,126	900	1,913,400	32号代価表 44頁	
データ収録装置損料(パイプ式歪計90ch以下)	日	1,872	1,350	2,527,200	33号代価表 45頁	
データ収録装置損料(地下水位計)	日	2,340	386	903,240	34号代価表 46頁	
データ収録装置損料(水圧式水位センサー)	日	4,700	215	1,010,500	35号代価表 47頁	
直接経費	式	1			細別行	
地盤情報データベースに登録するための検定費 A検定 2本	式	1			36号代価表 48頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P62]

業務費内訳書

葛川地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
間接調査費	式	1		8,749,046		4,474,788 + 277,000 + 246,000 + 3,467,049 + 284,209
運搬費	式	1		4,474,788	1号内訳書 8頁	
準備費	式	1		277,000	2号内訳書 9頁	
仮設費	式	1		246,000	3号内訳書 10頁	
旅費交通費	式	1		3,467,049	4号内訳書 11頁	
施工管理費	式	1		284,209		40,601,409 * 0.7 / 100
純調査費(業務管理費除く)	式	1		49,350,455		40,601,409 + 8,749,046
間接費	式	1		29,906,000		29,906,000
諸経費	式	1		29,906,000		((49,350,455 * 60.6 / 100) - 0) * 1
諸経費対象外	式	1		4,020,083	5号内訳書 12頁	
一般調査業務費	式	1		83,270,000		83,270,000 * 1
直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1		4,097,801		
直接人件費等	式	1		4,005,917	種別行	
計画準備	業務	1	451,200	451,200	37号代価表 49頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P58]

業務費内訳書

葛川地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
資料整理とりまとめ(直接人件費(解析等調査業務費分)) ボーリング6本	業務	1	83,600	83,600	38号代価表 50頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P59]
断面図等の作成(直接人件費(解析等調査業務費分)) ボーリング6本	業務	1	80,500	80,500	39号代価表 51頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P59]
機構調査 地下水検層・地下水検層資料の解析・内業 地すべり防止	孔	4	53,924	215,696	40号代価表 52頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P87]
地すべり調査 解析・地盤特性検討 総面積0.6km ² 以下 検討3箇所	業務	1	514,920	514,920	41号代価表 53頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P87]
地すべり調査 解析・機構解析 総面積0.6km ² 以下 解析3ブロック	業務	1	474,560	474,560	42号代価表 54頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P88]
地すべり調査 解析・安定解析 総延長4km以内 解析2断面	業務	1	274,230	274,230	43号代価表 55頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P88]
近似三次元安定解析 1斜面3断面、斜面長300～500m未満	斜面	1	918,501	918,501	44号代価表 56頁	[R5全国標準積算資料pⅡ-19 2-2-4-(2) 準用]
地すべり調査 報告書作成 調査結果資料5種目	業務	1	302,510	302,510	45号代価表 57頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P89]
打合せ等 地質調査(解析等調査業務) 打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ1回	業務	1	184,200	184,200	46号代価表 58頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P36]
基準日額	式	1		506,000	47号代価表 59頁	
直接経費	式	1		91,884	種別行	
打合せ旅費交通費：公共交通機関 地質調査業務(解析等調査業務)	式	1		91,884		
電子成果品作成費	式	1		118,000		118,000
直接原価(その他原価除く)	式	1		4,215,801		4,097,801 + 118,000

業務費内訳書

葛川地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
その他原価	式	1		2,105,000		$(3,910,326 * 53.85 / 100) * 1$
一般管理費等	式	1		3,403,000		$(((((4,215,801 + 2,105,000) * 53.85 / 100) - 0))) * 1$
解析等調査業務価格	式	1		9,720,000		$9,720,000 * 1$
直接測量費(安全費・電子成果品費・成果検定費除く)	式	1		526,210		
直接人件費等	式	1		447,775	種別行	
山腹工測量 山腹縦断測量 合計 縦断面図1/100~1/500	m	100	1,210	121,000	48号代価表 60頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P225]
地すべり防止測量 測線測量 外業 測線長2km未満 山地 20°~30° 未満	km	0.650	333,038	216,475	49号代価表 61頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P236]
基準日額	式	1		110,300	50号代価表 62頁	
直接経費	式	1		78,435	種別行	
現地調査旅費交通費 測量業務	式	1		78,435		
電子成果品作成費	式	1		32,000		32,000
直接測量費	式	1		558,210		$526,210 + 32,000$
間接測量費	式	1		502,000		502,000
諸経費	式	1		502,000		$((558,210 * 90.1 / 100) - 0) * 1$

業務費内訳書

葛川地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量業務価格	式	1		1,060,000		1,060,000 * 1
業務価格	式	1		94,050,000		83,270,000 + 9,720,000 + 1,060,000
消費税相当額	式	1		9,405,000		94,050,000 * 10 / 100
業務委託料	式	1		103,455,000		94,050,000 + 9,405,000

運搬費

内訳書

1号内訳書

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運搬費 2t積・2.9t吊 運搬距離:87km	回	4	25,382	101,528	51号代価表 63頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P31]
モノレール運搬 300m超え500m以下	t	1,900	56,200	106,780	52号代価表 64頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P48]
モノレール架設・撤去 100m超え200m以下	箇所	1	879,000	879,000	53号代価表 65頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P48]
モノレール賃料 レンタル期間2ヶ月	式	1		1,934,990	54号代価表 66頁	
モノレール運搬 100m超え200m以下	t	1,900	34,200	64,980	55号代価表 67頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P48]
モノレール架設・撤去 50m超え100m以下	箇所	1	505,000	505,000	56号代価表 68頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P48]
モノレール賃料 レンタル期間1ヶ月	式	1		882,510	57号代価表 69頁	
計				4,474,788		

準備費

内訳書

2号内訳書

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
準備及び跡片付け	業務	1	277,000	277,000	58号代価表 70頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P55]
計				277,000		

仮設費

内訳書

3号内訳書

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
平坦足場 嵩上げ足場 (0.3m超) ボーリング深度 50m以下	箇所	2	112,000	224,000	59号代価表 71頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P53]
給水費(ポンプ 運転)	箇所	1	22,000	22,000	60号代価表 72頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)P55]
計				246,000		

旅費交通費

内訳書

4号内訳書

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
現地調査旅費交通費 地質調査業務(一般調査業務)	式	1		3,467,049		
計				3,467,049		

諸経費対象外

内訳書

5号内訳書

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
データ収録装置損料(伸縮計)	日	262	259	67,858	30号代価表 42頁	
データ収録装置損料 (パイプ式歪計30ch以下)	日	655	450	294,750	31号代価表 43頁	
データ収録装置損料 (パイプ式歪計60ch以下)	日	1,280	900	1,152,000	32号代価表 44頁	
データ収録装置損料 (パイプ式歪計90ch以下)	日	1,048	1,350	1,414,800	33号代価表 45頁	
データ収録装置損料(地下水位計)	日	1,310	386	505,660	34号代価表 46頁	
データ収録装置損料(水圧式水位センサー)	日	2,721	215	585,015	35号代価表 47頁	
計				4,020,083		

土質ボーリング オールコアボーリング
φ 66mm礫混じり土砂 50m以下 鉛直下方

代価表

1号代価表

1 m当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
φ 66mm 土質ボーリング 礫混じり土砂	m	1	34,700	34,700		[B00041]
計				34,700		
1 m 当り				34,700		

岩盤ボーリング
φ 66mm軟岩 50m以下 鉛直下方

代価表

2号代価表

1 m当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
φ 66mm 岩盤ボーリング 軟岩	m	1	34,400	34,400		[B00027]
計				34,400		
1 m 当り				34,400		

標準貫入試験
礫混じり土砂

代価表

3号代価表

1 回 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
標準貫入試験 礫混じり土砂	回	1	14,900	14,900		[B00059]
計				14,900		
1 回 当 り				14,900		

標準貫入試験
軟岩

代価表

4号代価表

1 回 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
標準貫入試験 軟岩	回	1	17,100	17,100		[B00062]
計				17,100		
1 回 当 り				17,100		

資料整理とりまとめ(直接人件費(直接調査費分))
ボーリング6本

代価表

5号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
資料整理とりまとめ 直接人件費	業務	1	97,400	97,400		[R6国交省] [QQ2202]
計				97,400		
1 業務 当り				97,400		

断面図等の作成(直接人件費(直接調査費分))
ボーリング6本

代価表

6号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
断面図等の作成 直接人件費	業務	1	97,400	97,400		[R6国交省] [QQ2302]
計				97,400		
1 業務 当り				97,400		

一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理
地すべり関係 標識 1回当り 杭3~7本

代価表

7号代価表

1回当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0 010	43,800	438		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	0 980	34,100	33,418		[R7.3]
雑品	%	1		339	諸雑費	
器具損料	%	0 500		169	諸雑費	計器(トータルステーション、レベル、3級程度)
計				34,364		
1 回 当 り				34,364		

一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理
地すべり関係 標識 1回当り 杭3~7本

代価表

8号代価表

1回当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0 010	43,800	438		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	0 980	34,100	33,418		[R7.3]
雑品	%	1		339	諸雑費	
器具損料	%	0 500		169	諸雑費	計器(トータルステーション、レベル、3級程度)
計				34,364		
1 回 当 り				34,364		

一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理
地すべり関係 標識 1回当り 杭23本以上

代価表

9号代価表

1回当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0 020	43,800	876		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	3 420	34,100	116,622		[R7.3]
雑品	%	1		1,175	諸雑費	
器具損料	%	0 500		587	諸雑費	計器(トータルステーション、レベル、3級程度)
計				119,260		
1 回 当 り				119,260		

一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理
地すべり関係 標識 1回当り 杭3〜7本

代価表

10号代価表

1回当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0 010	43,800	438		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	0 980	34,100	33,418		[R7.3]
雑品	%	1		339	諸雑費	
器具損料	%	0 500		169	諸雑費	計器(トータルステーション、レベル、3級程度)
計				34,364		
1 回 当 り				34,364		

代価表

11号代価表

1 基当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0 300	56,000	16,800		[R7.3] (0.6人-0.4人)×(設置1.0+撤去0.5)×1基
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	1 350	43,800	59,130		[R7.3] (1.3人-0.4人)×(設置1.0+撤去0.5)×1基
地質調査員(屋外補正対象)	人	0 450	34,100	15,345		[R7.3] (1.5人-1.2人)×(設置1.0+撤去0.5)×1基
計				91,275		
1 基 当 り				91,275		

代価表

伸縮計 観測(連続観測)
 全地中伸縮計観測基数 2基 補正係数 : 0.5

12号代価表

10 回 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0.500	56,000	28,000		[R7.3] 1.0人×0.5
地質調査員(屋外補正対象)	人	0.500	34,100	17,050		[R7.3] 1.0人×0.5
材料費 消耗品	%	2		901	諸雑費	
計				45,951		
1 回 当 り				4,595		

代価表

13号代価表

1 ヶ月当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師	人	0 100	56,000	5,600		[R7.3]
地質調査員	人	0 800	34,100	27,280		[R7.3]
材料費 消耗品	%	3		986	諸雑費	
計				33,866		
1 ヶ月 当り				33,866		

代価表

14号代価表

1 孔 当 り

地すべり調査 移動変形調査 歪計設置
パイプ式歪計 1方向2ゲージ 深度32m(設置最終深度L=32m)

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0 650	56,000	36,400		[R7.3] 0.5人×1.3
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	1 300	43,800	56,940		[R7.3] 1.0人×1.3
地質調査員(屋外補正対象)	人	2 600	34,100	88,660		[R7.3] 2.0人×1.3
パイプ式歪計(ソケットレス仕様) φ48mm t3.6mm(1方向2ゲージ)	本	32	3,870	123,840		[R6建設機械等損料表〈各地整〉] [ZZ3219]
保孔管 L=1.0m VP40 ストレーナ加工フィルター巻	m		2,400			
リト線 3芯	m	576	63	36,288		[R6建設機械等損料表〈各地整〉] [ZZ3220]
シース付きワイヤ	m	37	1,250	46,250		
硬質塩化ビニール管(VP) 呼径40 D48×t3.6mm	m	1	373	373		[0550]
消耗品	%	9		18,608	諸雑費	
ボーリングマシン 油圧式・5.5kW級 (ディーゼルエンジン)	日	0 650	7,690	4,999		[R6建設機械等損料表] 0.5日×1.3
計				412,358		
1 孔 当 り				412,358		

パイプ式歪計(90ch以下)地下水位計半自動観測装置設置
歪計(30ch)×3+地下水位測定 計器のみ設置

代価表

15号代価表

1 基当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	1 200	56,000	67,200		[R7.3] 0.2人×(設置2.0)×3基
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	1 200	43,800	52,560		[R7.3] 0.2人×(設置2.0)×3基
地質調査員(屋外補正対象)	人	2 400	34,100	81,840		[R7.3] 0.4人×(設置2.0)×3基
計				201,600		
1 基 当 り				201,600		

パイプ式歪計(30ch以下)地下水位計半自動観測装置撤去・設置
歪計(30ch)×1+地下水位測定 計器のみ撤去・設置

代価表

16号代価表

1 基当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0.600	56,000	33,600		[R7.3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×1基
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0.600	43,800	26,280		[R7.3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×1基
地質調査員(屋外補正対象)	人	1.200	34,100	40,920		[R7.3] 0.4人×(設置2.0+撤去1.0)×1基
計				100,800		
1 基 当 り				100,800		

パイプ式歪計(60ch以下)地下水位計半自動観測装置撤去・設置
歪計(30ch)×2+地下水位測定 計器のみ撤去・設置

代価表

17号代価表

1 基当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	1 200	56,000	67,200		[R7.3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×2基
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	1 200	43,800	52,560		[R7.3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×2基
地質調査員(屋外補正対象)	人	2 400	34,100	81,840		[R7.3] 0.4人×(設置2.0+撤去1.0)×2基
計				201,600		
1 基 当 り				201,600		

パイプ式歪計(90ch以下)地下水位計半自動観測装置撤去・設置
歪計(30ch)×3+地下水位測定 計器のみ撤去・設置

代価表

18号代価表

1 基当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	1	800	56,000	100,800	[R7.3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×3基
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	1	800	43,800	78,840	[R7.3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×3基
地質調査員(屋外補正対象)	人	3	600	34,100	122,760	[R7.3] 0.4人×(設置2.0+撤去1.0)×3基
計				302,400		
1 基 当 り				302,400		

19号代価表

ハ イ 式歪計(90ch以下)半自動観測装置撤去・設置
歪計(30ch)×3 計器のみ撤去・設置

1 基当り

[illegible]

代価表

20号代価表

1 回 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0 300	56,000	16,800		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	0 300	34,100	10,230		[R7.3]
材料費 消耗品	%	1		270	諸雑費	
計				27,300		
1 回 当 り				27,300		

パイプ式歪計 観測(連続観測)

パイプ式歪計観測箇所数 3基 補正係数：0.5、パイプ式歪平均深度 53.0m 補正係数：1.3

代価表

21号代価表

10 箇所当たり

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0.650	56,000	36,400		[R7.3] 1.0人×0.5×1.3
地質調査員(屋外補正対象)	人	0.650	34,100	22,165		[R7.3] 1.0人×0.5×1.3
材料費 消耗品	%	1		586	諸雑費	
計				59,151		
1 箇所 当り				5,915		

代価表

22号代価表

1 ヶ月当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師	人	0 100	56,000	5,600		[R7.3]
地質調査員	人	0 800	34,100	27,280		[R7.3]
材料費 消耗品	%	3		986	諸雑費	
計				33,866		
1 ヶ月 当り				33,866		

地下水位観測孔保孔管設置(L=31m)
ストレーナ加工フィルター巻保孔管の設置

代価表

23号代価表

1 孔 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0.330	43,800	14,454		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	0.670	34,100	22,847		[R7.3]
保孔管 L=1.0m VP40 ストレーナ加工フィルター巻	m	31	2,400	74,400		
硬質塩化ビニール管(VP) 呼径40 D48×t3.6mm	m	1	373	373		[0550]
雑品	%	5		3,739	諸雑費	
計				115,813		
1 孔 当 り				115,813		

地下水位半自動観測装置撤去・設置
地下水位計 計器のみ撤去・設置

代価表

24号代価表

1 基当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0 600	56,000	33,600		[R7. 3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×1基
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0 600	43,800	26,280		[R7. 3] 0.2人×(設置2.0+撤去1.0)×1基
地質調査員(屋外補正対象)	人	1 200	34,100	40,920		[R7. 3] 0.4人×(設置2.0+撤去1.0)×1基
計				100,800		
1 基 当 り				100,800		

地下水位計 観測(連続観測)

代価表

25号代価表

1 回 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0 300	56,000	16,800		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	0 300	34,100	10,230		[R7.3]
材料費 消耗品	%	1		270	諸雑費	
計				27,300		
1 回 当 り				27,300		

地下水位計 資料整理(連続観測、1ヵ月/回)
補正係数：1

代価表

26号代価表

1 回 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師	人	0 200	56,000	11,200		[R7.3] 0.2人×1.0
地質調査員	人	0 500	34,100	17,050		[R7.3] 0.5人×1.0
材料費 消耗品	%	3		848	諸雑費	
計				29,098		
1 回 当 り				29,098		

一般調査 地下水検層・自然水位検層(1回当り)
地すべり関係 孔長30m超

代価表

27号代価表

1 孔当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0.720	56,000	40,320		[R7.3]
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0.720	43,800	31,536		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	1.320	34,100	45,012		[R7.3]
塩化ナトリウム	k g	0.500	1	1		岩手県
雑品	%	10			諸雑費	
地下水検層 機械損料	日	0.600				[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥282,000×0.001194
地下水検層器 ゾンデ	日	0.600	104	62		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥86,900×0.001194
計				116,931		
1 孔 当 り				116,931		

一般調査 地下水検層・汲み上げ検層(1回当り)
地すべり関係 孔長30m超

代価表

28号代価表

1 孔当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0.840	56,000	47,040		[R7.3]
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0.840	43,800	36,792		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	1.680	34,100	57,288		[R7.3]
塩化ナトリウム	k g	0.500	1	1		岩手県
雑品	%	10			諸雑費	
地下水検層 機械損料	日	0.700				[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥282,000×0.001194
地下水検層器 ゾンデ	日	0.700	104	73		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥86,900×0.001194
計				141,194		
1 孔 当 り				141,194		

基準日額

代価表

29号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地質調査技師(屋外補正対象)	人	0 500	56,000	28,000		[R7.3]
主任地質調査員(屋外補正対象)	人	0 500	43,800	21,900		[R7.3]
地質調査員(屋外補正対象)	人	0 500	34,100	17,050		[R7.3]
計				66,950		
1 式 当 り				66,950		

代価表

30号代価表

1日当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
伸縮計半自動観測装置 Net LG-501	日	1	239	239		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥200,000×0.001194
収納箱 木製 伸縮計用	日	1	20	20		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥25,000×0.000793
計				259		
1 日 当 り				259		

データ収録装置損料（パイプ式歪計30ch以下）

代価表

31号代価表

1 日 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
歪水位半自動観測装置 Net LG-301N	日	1	418	418		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥350,000×0.001194
収納箱 プラスチック-18BT 単管用(単管クランプ付)	日	1	32	32		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥40,000×0.000793
計				450		
1 日 当 り				450		

データ収録装置損料（パイプ式歪計60ch以下）

代価表

32号代価表

1 日 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
歪水位半自動観測装置 Net LG-301N	日	2	418	836		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥350,000×0.001194
収納箱 プラスチック-18BT 単管用(単管クランプ付)	日	2	32	64		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥40,000×0.000793
計				900		
1 日 当 り				900		

データ収録装置損料（パイプ式歪計90ch以下）

代価表

33号代価表

1 日 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
歪水位半自動観測装置 Net LG-301N	日	3	418	1,254		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥350,000×0.001194
収納箱 プラスチック-18BT 単管用(単管クランプ付)	日	3	32	96		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥40,000×0.000793
計				1,350		
1 日 当 り				1,350		

代価表

34号代価表

1 日 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地下水位半自動観測装置 Net LG-001N	日	1	155	155		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥130,000×0.001194
水圧式水位計センサー DS-1	日	1	215	215		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥180,000×0.001194
収納箱 プラボックス-12T 単管用(単管クランプ付)	日	1	16	16		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥20,000×0.000793
計				386		
1 日 当 り				386		

データ収録装置損料(水圧式水位センサー)

代価表

35号代価表

1 日 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
水圧式水位計センサー DS-1	日	1	215	215		[R6治山林道必携 積算・施工編【下巻】p262 ¥180,000×0.001194
計				215		
1 日 当 り				215		

地盤情報データベースに登録するための検定費
A検定 2本

代価表

36号代価表

1 式当り

[illegible]

代価表

37号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	1	66,900	100,350		[R7.3]
技師(A)	人	2	59,600	149,000		[R7.3]
技師(B)	人	2	48,500	121,250		[R7.3]
技師(C)	人	2	40,300	80,600		[R7.3]
計				451,200		
1 業務 当り				451,200		

資料整理とりまとめ(直接人件費(解析等調査業務費分))
ボーリング6本

代価表

38号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
資料整理とりまとめ(技術経費含む) 直接人件費	業務	1	83,600	83,600		[R6国交省] [QQ2201]
計				83,600		
1 業務 当り				83,600		

断面図等の作成(直接人件費(解析等調査業務費分))
ボーリング6本

代価表

39号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
断面図等の作成(技術経費含む) 直接人件費	業務	1	80,500	80,500		[R6国交省] [QQ2301]
計				80,500		
1 業務 当り				80,500		

代価表

40号代価表

1 孔 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
技師 (B)	人	0 320	48, 500	15, 520		[R7. 3]
技師 (C)	人	0 360	40, 300	14, 508		[R7. 3]
技術員	人	0 360	36, 100	12, 996		[R7. 3]
製図工	人	0 300	34, 900	10, 470		[R7. 3 (測量助手の単価)]
雑品	%	1		430	諸雑費	材料費
計				53, 924		
1 孔 当 り				53, 924		

地すべり調査 解析・地盤特性検討
総面積0.6km2以下 検討3箇所

代価表

41号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	2 100	66,900	140,490		[R7.3]
技師(A)	人	2 100	59,600	125,160		[R7.3]
技師(B)	人	1 050	48,500	50,925		[R7.3]
技師(C)	人	2 100	40,300	84,630		[R7.3]
技術員	人	3 150	36,100	113,715		[R7.3]
計				514,920		
1 業務 当り				514,920		

地すべり調査 解析・機構解析
総面積0.6km²以下 解析3ブロック

代価表

42号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	2 400	66,900	160,560		[R7.3]
技師(A)	人	2 400	59,600	143,040		[R7.3]
技師(B)	人	1 600	48,500	77,600		[R7.3]
技師(C)	人	1 600	40,300	64,480		[R7.3]
技術員	人	0 800	36,100	28,880		[R7.3]
計				474,560		
1 業務 当り				474,560		

地すべり調査 解析・安定解析
総延長4km以内 解析2断面

代価表

43号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	1 100	66,900	73,590		[R7. 3]
技師 (A)	人	1 100	59,600	65,560		[R7. 3]
技師 (B)	人	1 100	48,500	53,350		[R7. 3]
技師 (C)	人	0 550	40,300	22,165		[R7. 3]
技術員	人	1 650	36,100	59,565		[R7. 3]
計				274,230		
1 業務 当り				274,230		

近似三次元安定解析
1斜面3断面、斜面長300～500m未満

代価表

44号代価表

1 斜面当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
技師 (A)	人	1	59,600	95,360		[R7.3]
技師 (C)	人	16	40,300	644,800		[R7.3]
技術員	人	3	36,100	126,350		[R7.3]
電算費	%	5		43,326	諸雑費	
消耗品費	%	1		8,665	諸雑費	
計				918,501		
1 斜 面 当 り				918,501		

代価表

45号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	1 950	66,900	130,455		[R7.3]
技師(A)	人	1 300	59,600	77,480		[R7.3]
技師(B)	人	1 950	48,500	94,575		[R7.3]
計				302,510		
1 業務 当り				302,510		

打合せ等 地質調査(解析等調査業務)
打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ1回

代価表

46号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	1 500	66,900	100,350		[R7.3]
技師(A)	人	1	59,600	59,600		[R7.3]
技師(B)	人	0 500	48,500	24,250		[R7.3]
計				184,200		
1 業務 当り				184,200		

基準日額

代価表

47号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
理事、技師長(屋外補正対象)	人	1	77,500			[R7.3]
主任技師(屋外補正対象)	人	4	66,900	267,600		[R7.3]
技師(A)(屋外補正対象)	人	4	59,600	238,400		[R7.3]
技師(B)(屋外補正対象)	人	1	48,500			[R7.3]
技師(C)(屋外補正対象)	人	1	40,300			[R7.3]
技術員(屋外補正対象)	人	1	36,100			[R7.3]
計				506,000		
1式当り				506,000		

山腹工測量 山腹縦断測量 合計
縦断面図1/100~1/500

代価表

48号代価表

100 m当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量技師補(屋外補正対象)	人	0 500	41, 100	20, 550		[R7. 3]
測量助手(屋外補正対象)	人	1	34, 900	34, 900		[R7. 3]
測量補助員(屋外補正対象)	人	1 100	28, 700	31, 570		[R7. 3]
測量技師	人	0 100	52, 300	5, 230		[R7. 3]
測量技師補	人	0 200	41, 100	8, 220		[R7. 3]
測量助手	人	0 250	34, 900	8, 725		[R7. 3]
材料費	%	5	1, 022 80	5, 114		対象:直接人件費
機械器具損料	%	1 500	1, 022 80	1, 534		対象:直接人件費
精度管理費	%	5	1, 038 14	5, 191		対象:人件費等+機械器具損料
計				121, 034		
1 m 当り				1, 210		

地すべり防止測量 測線測量
外業 測線長2km未満 山地 20°~30° 未満

代価表

49号代価表

1 km 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量技師(屋外補正対象)	人	2	52,300	104,600		[R7.3]
測量技師補(屋外補正対象)	人	2	41,100	82,200		[R7.3]
測量補助員(屋外補正対象)	人	4	28,700	114,800		[R7.3]
材料費	%	5	2,716	13,580		対象:直接人件費
機械器具損料	%	1 500	2,716	4,074		対象:直接人件費
精度管理費	%	5	2,756 74	13,784		対象:人件費等+機械器具損料
計				333,038		
1 km 当り				333,038		

基準日額

代価表

50号代価表

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量主任技師(屋外補正対象)	人		60,600			[R7.3]
測量技師(屋外補正対象)	人	0.500	52,300	26,150		[R7.3]
測量技師補(屋外補正対象)	人	0.500	41,100	20,550		[R7.3]
測量助手(屋外補正対象)	人	1	34,900	34,900		[R7.3]
測量補助員(屋外補正対象)	人	1	28,700	28,700		[R7.3]
操縦士(屋外補正対象)	人		56,300			[R7.3]
整備士(屋外補正対象)	人		43,200			[R7.3]
撮影士(屋外補正対象)	人		48,200			[R7.3]
撮影助手(屋外補正対象)	人		36,400			[R7.3]
計				110,300		
1 式 当 り				110,300		

運搬費 2t積・2.9t吊
運搬距離:87km

代価表

51号代価表

1 回 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手(特殊)	人	0 500	32,900	16,450		[R7.3]
軽油 パトロール給油	L	11 310	137	1,549		[CZ003000]
トラック クレーン装置付・積載質量 2t積・2.9t吊	時間	2 900	477	1,383		[R6建設機械等損料表] [0302-021-023-001]
トラック クレーン装置付・積載質量 2t積・2.9t吊	供用日	1	6,000	6,000		[R6建設機械等損料表] [0302-021-023-001]
計				25,382		
1 回 当 り				25,382		

モノレール運搬
300m超え500m以下

代価表

52号代価表

1 t 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
モノレール運搬 300m超～500m以下	t	1	56,200	56,200		[B00077]
計				56,200		
1 t 当り				56,200		

モノレール架設・撤去
100m超え200m以下

代価表

53号代価表

1箇所当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
モノレール架設・撤去 100m超～200m以下	箇所	1	879,000	879,000		[B00081]
計				879,000		
1 箇所 当り				879,000		

モノレール賃料
レンタル期間2ヶ月

代価表

54号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
200kg積動力車	台	1	393,185	393,185		[R6モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥341,900×1.15(返納整備費15%)
200kg積台車	台	1	84,870	84,870		[R6モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥73,800×1.15(返納整備費15%)
運転台車 1人乗	台	1	296,355	296,355		[R6モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥257,700×1.15(返納整備費15%)
乗用台車 2人乗	台	1	438,380	438,380		[R6モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥381,200×1.15(返納整備費15%)
200kg積レール資材	m	200	3,611	722,200		[R6モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥3,140×1.15(返納整備費15%)
計				1,934,990		
1 式 当 り				1,934,990		

モノレール運搬
100m超え200m以下

代価表

55号代価表

1 t 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
モノレール運搬 100m超～200m以下	t	1	34,200	34,200		[B00075]
計				34,200		
1 t 当り				34,200		

モノレール架設・撤去
50m超え100m以下

代価表

56号代価表

1箇所当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
モノレール架設・撤去 50m超～100m以下	箇所	1	505,000	505,000		[B00080]
計				505,000		
1 箇所 当り				505,000		

モノレール賃料
レンタル期間1ヶ月

代価表

57号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
200kg積動力車	台	1	231,265	231,265		[R5モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥201,100×1.15(返納整備費15%)
200kg積台車	台	1	49,910	49,910		[R5モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥43,400×1.15(返納整備費15%)
運転台車 1人乗	台	1	174,225	174,225		[R5モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥151,500×1.15(返納整備費15%)
乗用台車 2人乗	台	1	257,830	257,830		[R5モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥224,200×1.15(返納整備費15%)
200kg積レール資材	m	80	2,116	169,280		[R5モノレール工業協会 モノレールレンタル率 ¥1,840×1.15(返納整備費15%)
計				882,510		
1 式 当 り				882,510		

準備及び跡片付け

代価表

58号代価表

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
準備及び後片付け	業務	1	277,000	277,000		[B00090]
計				277,000		
1 業務 当り				277,000		

59号代価表

ボーリング深度 50m以下

1 箇所当り

[illegible]

給水費(ポンプ運転)

代価表

60号代価表

1 箇所当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
給水費 (ポンプ運転) 20m以上150m以下	箇所	1	22,000	22,000		[B00094]
計				22,000		
1 箇所 当り				22,000		